

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

平成30年8月から

所得区分	外来 (個人単位) 【A】	外来+入院 (世帯単位) 【B】
	現役並み所得者Ⅲ※1	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 【140,100円】※7
現役並み所得者Ⅱ※2	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 【93,000円】※7	
現役並み所得者Ⅰ※3	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】※7	
一般※4	18,000円※8	57,600円 【44,400円】※9
低所得者Ⅱ※5	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※6	8,000円	15,000円

- ※1 住民税課税所得額が年690万円以上の方で、医療費の自己負担割合が3割の方
- ※2 住民税課税所得額が年380万円以上の方で、医療費の自己負担割合が3割の方
- ※3 住民税課税所得額が年145万円以上の方で、医療費の自己負担割合が3割の方
- ※4 住民税課税所得額が年145万円未満で、医療費の自己負担割合が2割又は1割の方
- ※5 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）
- ※6 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いた時に0円となる方
- ※7 過去12か月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額。
- ※8 年間（8月～翌年7月）の外来の限度額は144,000円。一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の自己負担限度額の合計に適用。
- ※9 過去12か月以内に【B】の限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額。